

令和5年4月7日

保護者の皆様

宇美町立宇美東小学校
校長 西村 眞輝

学校における感染症対策について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。お子様の進級、おめでとうございます。

さて、3月17日に文部科学省から通知された『新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について』に基づき、今後の学校における感染症対策を以下の通りとしますので、お知らせいたします。

1 学校におけるマスクの着用について

- (1) 児童及び教職員について、学校の教育活動の際、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 基礎疾患があるなどの事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいたりすることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはありません。

2 給食時の対応について

- (1) 給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に際しては、飛沫を飛ばさないように注意します。
- (2) 適切な換気を確保するとともに、『大声での会話は控える』、『机を向かい合わせにしない』、『向かい合わせにする場合には対面の児童の間に一定の距離（1m程度）を確保する』等の措置を講じることにより、『黙食』は行いません。
※ 給食の準備中は、衛生上、全員マスクを着用します。

3 毎朝の検温について

- (1) 登校前に家で必ず児童の検温結果及び健康状態を保護者に確認していただき、発熱（37.5℃以上）や咳等の症状がある場合には、登校は控えていただきます。その際は、出席停止として取り扱います。
- (2) 家庭で体温や健康状態を確認していない児童については、登校時に教職員が検温及び健康観察等を行います。

4 教室での学習について

- (1) 体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保するようにすることで、マスクの着用を求めません。

5 入学式等の実施について

- (1) 児童及び来賓、保護者等に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保するようにすることで、マスクの着用を求めません。
- (3) 来賓や保護者等については着席を基本とし、座席の間隔を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限はしません。